

第10回 定時株主総会

招集ご通知

| 開催日時 |

2024年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

| 開催場所 |

新横浜プリンスホテル
4階「千鳥」
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地

| 決議事項 |

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社ソシオネクスト

証券コード：6526

| 目 次 |

株主の皆さまへ	1
第10回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）7名選任の件	6
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	17
事業報告	19
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告	50
[ご参考]	
当社グループのビジネスモデル	56
サステナビリティに関する取り組み	58
半導体業界で使用される主な用語のご説明	59

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第10回定時株主総会を2024年6月26日に開催いたしますので、ご通知申し上げます。

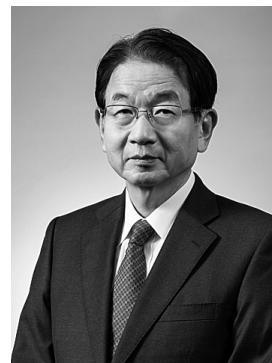
第10期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の業績につきましては、売上高、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高を更新いたしました。

株主の皆さまへの期末配当金につきましては、1株当たり25円とし、2024年6月5日を支払開始日とすることを、2024年5月17日開催の取締役会で決議いたしました。これにより、中間配当（1株当たり23円）と合わせた年間配当金は、前期に対し6円の増配となる1株当たり48円*となりました。

今後とも中長期的な利益の拡大と持続的な企業価値の向上を実現してまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役会長兼社長兼CEO
肥塚 雅博



*当社は、2024年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。
そのため、前期の期首に株式分割が実施されたと仮定して年間配当金を算出しております。

証券コード 6526

2024年6月4日

(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23

株式会社ソシオネクスト

代表取締役会長兼社長兼CEO 肥 塚 雅 博

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.socionext.com/jp/ir/meeting/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ソシオネクスト」または「コード」に当社証券コード「6526」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地
新横浜プリンスホテル 4階「千鳥」

3. 目的事項 報告事項

1. 第10期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第10期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

●電子提供措置事項については、上記の当社ウェブサイトまたは東証ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただき、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることが原則となりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む本書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

●監査報告の作成に際して監査等委員会が監査した事業報告には、上記事業報告の各事項が含まれております。また、会計監査報告および監査報告の作成に際して会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、上記連結計算書類および計算書類の各事項が含まれております。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

●本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



次頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認のうえ、議決権をご行使ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ 議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特に記載のない限り、本議案において同じ。）全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	性別	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	男	こえ づか まさ ひろ 肥 塚 雅 博 再任	代表取締役会長兼社長兼CEO	14回/14回 (100%)
2	男	よね やま ゆたか 米 山 優 再任	取締役執行役員副社長兼CFO	14回/14回 (100%)
3	男	おお つき こう いち 大 槻 浩 一 再任	取締役執行役員副社長	14回/14回 (100%)
4	男	く ぼ のり あき 久 保 徳 章 再任	取締役執行役員副社長	14回/14回 (100%)
5	男	よし だ ひさ と 吉 田 久 人 再任	取締役執行役員副社長	11回/11回 (100%)
6	男	すず き まさ とし 鈴 木 正 俊 再任 社外 独立	取締役	14回/14回 (100%)
7	女	かさ の さちこ 笠 野 さち子 再任 社外 独立	取締役	14回/14回 (100%)

再任再任取締役候補者

社外社外取締役候補者

独立東証の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

こえ づか まさ ひろ
肥 塚 雅 博

(1951年12月14日生)

再 任

在 任 年 数	所 有 す る 株 式 数	取 出 締 席 役 状 会 況
9年9ヵ月	52,865株	14回/14回 (100%)

■略歴、当社における地位および担当

1974年4月 通商産業省（現 経済産業省） 入省
2010年6月 富士通（株） 取締役執行役員専務
2013年5月 同社 取締役執行役員副会長
2014年9月 当社（準備会社） 代表取締役
2015年2月 当社 取締役
2016年4月 （株）富士通総研 代表取締役会長
2018年4月 当社 代表取締役会長兼CEO
2022年3月 当社 代表取締役会長兼社長兼CEO（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社設立以来、取締役を務め、半導体ビジネスに精通しており、現在は代表取締役会長兼社長兼CEOとして当社の業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

よね やま ゆたか
米 山 優

(1962年6月20日生)

再 任

在 任 年 数	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	取 出 締 席 役 状 会 況
2年3ヵ月	17,670株	14回/14回 (100%)

■略歴、当社における地位および担当

1985年4月 松下電器産業（株）（現 パナソニックホールディングス（株）） 入社
2013年4月 パナソニック（株）（現 パナソニックホールディングス（株）） システムLSI事業部 経理グループマネージャー
2015年3月 当社 財務経理統括部長代理
2018年7月 当社 財務経理統括部長
2020年7月 当社 財務経理統括部門長兼総務人事統括部門長
2022年3月 当社 取締役 財務経理統括部門長兼総務人事統括部門長兼知財法務統括部門長
2022年4月 当社 取締役執行役員常務 管理部門担当
2024年4月 当社 取締役執行役員副社長兼CFO 財務・管理担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり半導体ビジネスに従事し、また財務・経理業務における豊富な経験・見識を有しております。現在もCFOとして幅広い役割を果たし、業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

おお つき こう いち
大 槻 浩 一

(1963年7月22日生)

再 任

在 任 年 数	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	取 出 締 席 役 状 会 況
5年	49,985株	14回/14回 (100%)

■略歴、当社における地位および担当

- 1988年 4月 富士通(株) 入社
- 2013年 7月 富士通セミコンダクター(株) (現 富士通(株)) アドバンスプロダクト事業本部 ハイパフォーマンソソリューション事業部長
- 2015年 3月 当社 第二事業本部 カスタムSoC事業部長
- 2016年10月 当社 執行役員
- 2018年10月 当社 執行役員常務 カスタムビジネス推進プロジェクトリーダー
- 2019年 4月 当社 執行役員専務 セールス・ビジネスデベロップメントグループ長
- 2019年 6月 当社 代表取締役執行役員専務 セールス・ビジネスデベロップメントグループ長
- 2022年 3月 当社 取締役執行役員専務 セールス・ビジネスデベロップメントグループ長
- 2022年 4月 当社 取締役執行役員副社長 営業・事業開発担当兼戦略調達・生産担当(現任)

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり半導体ビジネスにおける開発および営業部門の責任者を務めており、現在も営業・事業開発および戦略調達・生産担当として業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

4

く ぼ のり あき
久 保 徳 章

(1963年8月9日生)

再 任

在 任 年 数	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	取 出 締 席 役 状 会 況
6年	49,885株	14回/14回 (100%)

■略歴、当社における地位および担当

- 1986年 4月 松下電器産業（株）（現 パナソニックホールディングス（株）） 入社
- 2012年10月 パナソニック（株）（現 パナソニックホールディングス（株）） システムLSIビジネスユニット ハードウェア技術総括
- 2015年 3月 当社 第一事業本部 IoTシステム事業部長
- 2016年10月 当社 執行役員
- 2018年 6月 当社 取締役執行役員 ビジュアルソリューション事業部長
- 2019年 4月 当社 取締役執行役員常務 オートモーティブ&インダストリアルビジネスグループ長
- 2021年 4月 当社 取締役執行役員専務 事業グループ担当
- 2022年 4月 当社 取締役執行役員副社長 事業・開発担当
- 2024年 4月 当社 取締役執行役員副社長 事業担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり半導体ビジネスにおける事業・開発部門の責任者を務めており、現在も事業担当として、業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

よし だ ひさ と
吉 田 久 人

(1963年11月3日生)

再 任

在 任 年 数	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	取 出 締 席 役 状 会 況
1 年	17,670株	11回/11回 (100%)

■略歴、当社における地位および担当

1988年4月 松下電器産業（株）（現 パナソニックホールディングス（株）） 入社
2010年4月 パナソニック（株）（現 パナソニックホールディングス（株）） システムLSI事業部 第一事業ディビジョン 第四開発グループ グループマネージャー
2015年3月 当社 第一事業本部 IoTシステム事業部 開発四部 部長
2019年4月 当社 オートモーティブ&インダストリアルビジネスグループ システム開発統括部 統括部長
2021年1月 当社 グローバル開発本部 副本部長兼SNDP推進本部 副本部長
2022年4月 当社 執行役員常務 グローバル開発本部長
2023年6月 当社 取締役執行役員常務 グローバル開発本部長
2024年4月 当社 取締役執行役員副社長 開発担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり半導体ビジネスにおける開発に従事し、現在も開発担当として、開発体制の見直しを行うなど、業績拡大と企業価値の向上に貢献しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

6

すず き まさ とし
鈴木 正 俊

(1951年10月30日生)

再 任

社 外

独 立

在 任 年 数	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	取 出 締 席 役 状 会 況
3年	—	14回／14回 (100%)

■略歴、当社における地位および担当

1975年 4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話（株）） 入社
2008年 6月 （株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現（株）NTTドコモ） 代表取締役副社長
2012年 6月 （株）ミライト・ホールディングス（現（株）ミライト・ワン） 代表取締役副社長
2012年10月 同社 代表取締役社長
2020年 6月 同社 取締役相談役
2021年 6月 当社 社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

当社は同氏に対し、豊富な経営経験に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

候補者番号

7

かさ の さちこ
笠 野 さち子

(1977年4月14日生)

再 任

社 外

独 立

在 任 年 数	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	取 出 締 席 役 状	会 況
2年3ヵ月	—	14回/14回 (100%)	

■略歴、当社における地位および担当

- 2001年10月 弁護士登録 三宅坂総合法律事務所 入所
2016年 1月 霞門総合法律事務所（現 潮見坂総合法律事務所）開設 弁護士（現任）
2021年 6月 当社 社外監査役
2022年 3月 当社 社外取締役（監査等委員）
2023年 6月 当社 社外取締役（現任）
2023年 6月 （株）レスターホールディングス（現 （株）レスター） 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年11月 （株）プラップジャパン 社外監査役（現任）

■重要な兼職の状況

- 潮見坂総合法律事務所 弁護士
（株）レスター 社外取締役（監査等委員）
（株）プラップジャパン 社外監査役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

当社は同氏に対し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 鈴木正俊および笠野さち子の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 鈴木正俊および笠野さち子の両氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって鈴木正俊氏は3年、笠野さち子氏は2年3ヵ月であります。
 4. 当社は、鈴木正俊および笠野さち子の両氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が取締役に選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、肥塚雅博、米山優、大槻浩一、久保徳章、吉田久人、鈴木正俊および笠野さち子の各氏との間で取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする旨の補償契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。
 7. 鈴木正俊氏が取締役に務めていた株式会社ミライト（現 株式会社ミライト・ワン）は、2021年7月7日に総務省関東総合通信局から同社に対して、過去に実施した無線局設備の点検業務について電波法に違反する行為があったとして、登録検査等事業の業務停止命令及び業務改善命令に関する行政処分の通知を受けております。同氏は、上記事実が同社に判明するまで当該事実を認識していなかったとのことですが、同社の取締役在任時に、日頃から法令遵守についての提言を行うほか、当該事実の判明後も同社取締役会において事態の再発防止の措置を求め等、その職責を適切に遂行していたものと考えております。
 8. 当社は、鈴木正俊および笠野さち子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 9. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2024年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
 10. 笠野さち子氏の戸籍上の氏名は、柳井さち子氏であります。

【ご参考】取締役会の構成および取締役のスキルマトリクス（本株主総会終了後）

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会終了後の取締役会の構成および取締役のスキルマトリクスは下表のとおりとなります。

氏名	性別	社外	独立	監査等 委員	①	②	③	④	⑤
					経営経験	半導体 ビジネス	国際 (海外経験)	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス
肥塚 雅博	男				○	○	○		
米山 優	男					○	○	○	○
大槻 浩一	男					○			
久保 徳章	男					○			
吉田 久人	男					○			
鈴木 正俊	男	○	○		○		○		○
笠野 さち子	女	○	○						○
市川 育義	男	○	○	○				○	
池本 守正	男	○	○	○				○	
米田 紀子	女	○	○	○					○

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

【ご参考】 社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、次の1から9のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。

ただし、次の1から9のいずれかに該当する者であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を公表することを条件として、当社の独立社外取締役とすることができる。

1. 当社グループ（注1）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者（注3）
2. 当社グループの主要な取引先（注4）、主要な借入先（注5）、又はそれらの業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている（注6）外部専門家、又は当該外部専門家が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
4. 当社の会計監査人の社員又は使用人
5. 当社グループから多額の寄付を得ている（注7）者、又は当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
6. 当社グループから取締役等の役員を受け入れている法人等の団体の業務執行者
7. 過去3年間において上記1から6のいずれかに該当していた者
8. 当社の主要株主（注8）又はその業務執行者
9. 次のいずれかの者の近親者（注9）
 - (1) 上記1から8に掲げる者
 - (2) 当社グループの業務執行者
 - (3) 過去3年間において当社グループの業務執行者であった者

（注1）当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。

（注2）当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上である者をいう。

（注3）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいう。

（注4）主要な取引先とは、当社グループの取引先のうち、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当該取引先への売上である者をいう。

（注5）主要な借入先とは、当社の直近の事業報告に記載された主要な借入先をいう。

（注6）多額の報酬を得ているとは、個人に関しては当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の報酬を得ていること、法人等の団体に関しては当該団体の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の報酬を得ていることをいう。

（注7）多額の寄付を得ているとは、当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の寄付を得ていることをいう。

（注8）主要株主とは、議決権を10%以上保有する者をいう。

（注9）近親者とは、配偶者、2親等内の親族又は同居の親族をいう。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

この補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する期間は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までであります。監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

あ なん ごう
阿 南 剛

(1977年3月20日生)

社 外
独 立

在 任 年 数	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	取 出 締 席	役 状	会 況
—	—	—	—	—

■略歴

- 2001年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） 入所
- 2007年 4月 末吉綜合法律事務所（現 潮見坂綜合法律事務所）開設 弁護士（現任）
- 2021年 5月 （株）INFORICH 社外監査役（現任）
- 2022年 6月 （株）エージーピー 社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

- 潮見坂綜合法律事務所 弁護士
- （株）INFORICH 社外監査役
- （株）エージーピー 社外取締役

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する高い見識があります。このため、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、独立の立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

当社は同氏に対し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営監督機能の強化および企業価値の向上に寄与していただくことを期待しております。

- (注)
1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 阿南剛氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合、監査等委員である取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする旨の補償契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 6. 当社は、阿南剛氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
 7. 候補者の「所有する当社の株式数」については、2024年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

〔世界経済の状況〕

当期における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化等により国際情勢が一段と不安定化したことで減速傾向が継続しました。また、世界的な物価上昇圧力や、米国、欧州を中心とした政策金利の高止まり、中国での内需停滞などが、経済活動を下押しすることとなりました。このように、世界経済は不確実性が高い状況が継続しており、低い成長率にとどまりました。なお、各国の金融政策の違い等により、為替相場は円安基調が続きました。

〔半導体市場の状況〕

半導体市場は、前期後半からの最終製品の在庫調整等により需要の低迷が続き、当期前半には底を打ったものの、しばらく低調な状況が続きました。当期後半からは需要も徐々に改善し、市場全体としてはゆるやかな回復基調となり、年間では一桁のマイナス成長にとどまりました。

製品別では、メモリ、マイクロプロセッサを中心に、ほとんどの製品カテゴリーで前期比マイナス成長となりましたが、当社グループが手掛けるロジック半導体については、プラスの成長となりました。

アプリケーション別では、スマートフォンやパソコンを中心に需要が落ち込みましたが、当社グループが注力する分野のうち、特にデータセンター／ネットワーク分野やオートモーティブ分野で前期比プラスの成長となりました。また、これらの分野では最先端の技術を用いた半導体への需要はますます高まっています。

〔「第一の変革」の成果と「第二の変革」への取り組み〕

当社グループにおいては、2018年4月の現CEO就任以降、ビジネスモデルの転換、グローバルな大型商談が見込まれる成長分野／先端分野へのシフト、さらに大胆な事業体制の変革などの構造改革を進めてまいりました（「第一の変革」）。その結果、注力分野であるオートモーティブ、データセンター／ネットワーク、スマートデバイス分野を中心に多くの大型商談を獲得しています。年間の商談獲得金額（1 USドル=100円で換算）は、構造改革以前は1,000億円程度でしたが、構造改革後は2,000億円程度へ、さらに2023年3月期以降は2,500億円程度の規模へ

と拡大しました。また、獲得した商談が徐々に量産フェーズに入り、売上拡大に貢献してきています。

さらに、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「第二の変革」を進めています。グローバルな顧客、半導体エコシステムを構成するプレーヤー、投資家等とのコミュニケーションを通じて、社内の体制、組織の構造、従業員の意識を変える取り組みを強化しています。

〔開発基盤の強化〕

2023年4月に大規模先端技術分野のモデルプロジェクトを通じた開発基盤構築に取り組む組織として、グローバルリーディンググループを設けました。ソリューションSoCのビジネスモデルに相応しいコンピューターアーキテクチャーベースの開発基盤と標準的な開発プロセスの構築、開発の効率化・可視化、開発マネジメント改革を一体として実現するため、不断の改善を進めてきました。今後も積極的に先端技術開発を強化していきます。

また、子会社であるSocionext America Inc.の支店として、2023年8月にインド・ベンガールに新拠点を開設し、グローバルな設計・開発力を強化しました。

〔ファブレス企業としてのビジネスモデル強化のための生産体制の確立〕

生産・調達部門について、台湾と日本の関連する組織を一体化し、グローバルな生産・調達体制の構築を進めました。半導体関連サプライヤーが集中する台湾において、委託先の生産を管理するチームを現地（台湾）に配置することでダイレクトインターフェースを構築し、サプライヤーとの連携がより強固なものとなりました。これにより、製造委託先の供給状況の変化にも迅速に対応する体制が整いつつあります。

〔半導体エコシステムを形成するグローバル企業との関係強化〕

ここ数年の大型先端開発案件の商談獲得に伴い、半導体業界を取り巻くエコシステムを形成するグローバル企業との関係強化を進めてきました。特に、北米や台湾などに本社を置くグローバル企業とのマネージメントレベルでの関係構築・強化により、これらの企業との先端技術分野での共同開発プロジェクトなどの進捗がありました。

〔開発の状況〕

当社グループにおける研究開発は、注力分野における商談獲得に繋げるための先行開発と、獲得した商談の製品開発から構成されています。当期の研究開発費は、前期比8%増の532億79

百万円となりました。これは主に獲得した商談の製品開発が増加していることによるものです。先行開発では、日々進化する半導体エコシステムにおいて最新の技術を活用するために、パートナー各社とも密に連携し、2nm以細のプロセステクノロジー、チップレットなどの先進的なパッケージング技術、最新設計ツールの実用化およびプラットフォーム化の推進等に対して積極的に取り組みを進めました。2023年10月には、Arm Holding plcおよびTaiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited (TSMC社)との2nmプロセスのマルチコアCPUチップレットPoC (Proof of Concept) に関するプロジェクトと、3nm車載プロセスを採用した高度ADASおよび自動運転向けSoCの開発に着手したことを発表しました。

今後は、2nm以細の最先端プロセスノードを使用したSoCの開発やチップレット技術の開発、設計開発へのAI導入などにも取り組んでいきます。

〔当期の業績〕

当社グループの当期の業績は、売上高は前期から増加し、2,212億46百万円(前期比14.8%増)となりました。当社グループの売上は、設計開発に要する費用を段階的に受領するNRE売上と、量産段階で受領する製品売上から構成されています。当期のNRE売上は、オートモーティブ分野での商談獲得が活況なことから、7nmより微細な先端テクノロジーに関するNRE売上の比率が高まり、前期比7.9%増の376億9百万円となりました。また、当期の製品売上はオートモーティブ向け7nm製品の量産が開始されるなど、2019年以降に獲得した注力分野の商談が量産フェーズに移行したことにより増加し、前期比16.7%増の1,828億76百万円となりました。

また、営業利益は355億10百万円(前期比63.6%増)、経常利益は371億22百万円(前期比58.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は261億34百万円(前期比32.2%増)と前期から増加しました。営業利益増加の主な要因は、製品売上増加と製造原価率の改善による粗利益の増加です。

なお、当期は為替相場が円安に推移したことにより、前期比での為替影響は、売上高で117億円、営業利益で25億円のプラスとなりました。

当期の業績

売上高	2,212億46百万円	(前期比 14.8%増)
営業利益	355億10百万円	(前期比 63.6%増)
経常利益	371億22百万円	(前期比 58.4%増)
親会社株主に帰属する 当期純利益	261億34百万円	(前期比 32.2%増)

(2) 対処すべき課題

2019年3月期以降取り組んできた「第一の変革」の結果、2022年3月期以降、売上とともに営業利益が拡大し、利益率も改善してきています。この先も持続的な成長を実現するためには、開発競争力の強化、事業体制の変革、組織全体のグローバル化、さらなる利益率の改善など多くの課題があります。「第一の変革」で成し遂げた「量的な変化」を土台として、競争力のある開発体制の構築やグローバル企業に相応しい組織風土を目指す「質的な変化」を当社グループの「第二の変革」と位置づけ、大胆に進めてまいります。

〔開発体制の再構築およびビジネスプロセスの改善〕

当社グループはソリューションS o Cのビジネスモデルへの転換に伴い、2020年以降、開発力強化・開発効率改善のため、開発体制の再構築を進めてきました。今後もグローバルな顧客、半導体エコシステムを構成するプレーヤー、投資家等とのコミュニケーションを通じて、ソリューションS o Cのビジネスモデルに相応しい開発基盤と標準的な開発プロセスの構築、開発の効率化・可視化、開発マネジメント改革を一体的に推進していきます。

また、さらにグローバルな顧客との商談が拡大していくことに伴い、生産管理グループのグローバル化およびオペレーション改善の施策を実施していきます。顧客と当社グループの生産システムを繋ぎ、デリバリーシステムにおける効率性や透明性の向上を目指していきます。それにより、精度の高い生産計画とタイムリーな調達を可能にする強固な体制を確立し、製造を委託するファウンドリーやO S A Tとの関係を含むビジネスプロセスを改善していきます。

〔中長期的な成長を見据えた売上および営業利益の拡大〕

当社グループは将来の売上管理のために、商談獲得残高という経営指標を採用しており、この商談獲得残高は商談獲得金額から売上実績を差し引いた金額です。この商談獲得残高により、現時点において2026年3月期までの売上の推移をある程度見通すことができいております。2027年3月期以降も持続的な成長をしていくためには、当期と同レベルの年間2,500億円（1USドル=100円で換算）程度の商談を継続して獲得していくことが必要であると認識しております。そのために、順調に商談を獲得してきているオートモーティブ分野に加え、データセンター／ネットワーク分野をはじめとして、各注力分野においてバランスよく商談獲得への取り組みを進めてまいります。

また、営業利益拡大への施策としては、従来に引き続き製造粗利益の改善、開発収支の改善、販売管理費の適正な管理等に取り組んでいきます。

〔サステナビリティに関する取り組み〕

当社グループでは、優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）を特定し、サステナビリティ活動を推進しています。

環境・気候変動への取り組みとしては、当社グループのGHG（温室効果ガス）排出量の削減を進めるとともに、当社グループが提供する低消費電力・省スペースな先端SOCにより、お客様のもとでのGHG排出量の低減へ貢献することで、脱炭素社会の実現を目指しています。

また、人的資本に関しては、人権、ダイバーシティ、健康推進・安全衛生に関する諸制度の充実、エンジニア人材育成に関する教育プログラムの策定等により、当社グループの人的資本の最大化に向けた活動を進めています。

当社グループは、パートナー企業も含めたサプライチェーン全体でサステナビリティ活動に取り組み、事業のさらなる成長を通じて社会課題の解決と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

当社グループは、グローバル企業としての社会的責任を全うし、全てのステークホルダーから信頼と共感を得られる存在であり続けたいと考えています。当社グループの最先端SOC技術で新しい価値を世界中に提供し、今後も中長期的な企業価値の向上を追求していきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(3) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資（無形固定資産を含む）の総額は244億38百万円であります。その主なものは、IP、レチクル、試験ボード、開発環境増強などであります。

(4) 資金調達の状況

当社は、製品売上水準拡大に伴う運転資金の増加や、世界景気の減速や地政学リスクの高まりなどに対応して、借入枠200億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期においてコミットメントライン契約に基づく借入は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 7 期 (2021年 3 月期)	第 8 期 (2022年 3 月期)	第 9 期 (2023年 3 月期)	第 10 期 (2024年 3 月期) 当期
売 上 高 (百万円)	99,746	117,009	192,767	221,246
営 業 利 益 (百万円)	1,552	8,463	21,711	35,510
経 常 利 益 (百万円)	1,969	9,050	23,440	37,122
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,469	7,480	19,763	26,134
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	8.73	44.44	117.40	148.39
総 資 産 (百万円)	104,235	118,428	193,945	186,840
純 資 産 (百万円)	81,676	89,609	109,864	131,020

- (注) 1. 2022年9月5日付で普通株式、A種種類株式およびB種種類株式それぞれ4株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2022年9月6日付で、株式取得請求権の行使により、A種種類株式およびB種種類株式の全てを取得し、A種種類株式1株につき普通株式1.3466666株、B種種類株式1株につき普通株式1株をそれぞれ対価として交付するとともに、A種種類株式およびB種種類株式の全てを消却いたしました。2021年3月期の期首に当該株式併合等が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 2024年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Socionext America Inc.	千USドル 2,800	100.0%	ソリューションS o Cの設計 開発・営業
Socionext Europe GmbH	千ユーロ 11,400	100.0%	ソリューションS o Cの設計 開発・営業
Socionext Technology Pacific Asia Ltd.	千USドル 6,000	100.0%	ソリューションS o Cの設計 開発・営業
Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.	中国元 12,249,600	100.0%	ソリューションS o Cの設計 開発・営業
Socionext Taiwan Inc.	千台湾ドル 29,000	100.0%	ソリューションS o Cの設計 開発・営業
Socionext Korea Ltd.	百万ウォン 400	100.0%	ソリューションS o Cの営業

(注) Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.およびSocionext Taiwan Inc.の株式は Socionext Technology Pacific Asia Ltd.を通じての間接保有となっております。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの事業はソリューションS o C事業の単一セグメントであり、主に以下の5つの分野から構成されております。

分野	主な用途
オートモーティブ	A D / A D A S、車載センシング、I V I (In-Vehicle Infotainment)、コックピットHMI
データセンター／ネットワーク	データセンター、A I アクセラレータ、5 G 携帯基地局
スマートデバイス	スマートグラス、A R / V R、アクションカメラ、デジタルスチールカメラ
インダストリアルオートメーション	F A、計測器、プリンタ、プロジェクタ
I o T & レーダセンシング	スマート家電、スマートホーム、I o T 機器、放送受信機器、衛星通信／車載通信機器

(8) 主要拠点等 (2024年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	神奈川県横浜市
京都事業所	京都府京都市
高蔵寺事業所	愛知県春日井市
仙台事業所	宮城県仙台市

② 子会社

会社名	所在地
Socionext America Inc.	米国 ミルピタス市
Socionext Europe GmbH	ドイツ ランゲン市
Socionext Technology Pacific Asia Ltd.	中国 香港特別行政区
Socionext Technology (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海市
Socionext Taiwan Inc.	台湾 台北市
Socionext Korea Ltd.	韓国 ソウル市

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,534名	8名増

(注) 従業員数は、臨時従業員（嘱託、契約社員、受入出向者）を含んでおります。また、上記のほか当社グループ外への出向者47名が在籍しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 673,000,000株
(注) 2024年1月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を5株に分割)に伴い、発行可能株式総数は538,400,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 178,687,405株
(注) 1. 2023年4月1日から同年12月31日までの間における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,973,475株増加しております。
2. 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)5名、取締役を兼務しない執行役員6名および使用人1名に対する株式報酬としての譲渡制限付株式交付のため、2023年7月31日付で普通株式7,515株を発行しております。
3. 2024年1月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を5株に分割)に伴い、発行済株式の総数は142,590,624株増加しております。
4. 2024年1月1日から同年3月31日までの間における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は449,125株増加しております。
- ③ 株主数 89,566名

④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,001,300	11.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,466,200	4.17
野村信託銀行株式会社 (信託口)	6,500,000	3.63
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	5,001,825	2.79
上田八木短資株式会社	3,655,300	2.04
J . P . M O R G A N S E C U R I T I E S P L C F O R A N D O N B E H A L F O F I T S C L I E N T S J P M S P R E C L I E N T A S S E T S - S E G R A C C T	3,114,400	1.74
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	2,995,430	1.67
野村證券株式会社	2,888,427	1.61
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T S M L S C B R D	2,834,045	1.58
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 2 2 5	2,679,700	1.49

(注) 持株比率は自己株式(788株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

対象	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	4,559株	6名

(注) 1. 交付対象者数には、使用人1名(2023年6月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役)が含まれております。

2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (2) ⑤ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長兼CEO	肥塚 雅博	—
取締役執行役員副社長	大槻 浩一	営業・事業開発担当 兼 戦略調達・生産担当
取締役執行役員副社長	久保 徳章	事業・開発担当
取締役執行役員常務	米山 優	管理部門担当
取締役執行役員常務	吉田 久人	グローバル開発本部長
取締役	鈴木 正俊	—
取締役	笠野 さち子	潮見坂総合法律事務所 弁護士 株式会社レスターホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ブラップジャパン 社外監査役
取締役 (監査等委員)	市川 育義	市川育義公認会計士事務所 公認会計士 大日本印刷株式会社 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	池本 守正	—
取締役 (監査等委員)	米田 紀子	神戸グレース法律事務所 代表弁護士 恵和株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役鈴木正俊および笠野さち子の両氏ならびに監査等委員である取締役市川育義、池本守正および米田紀子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役笠野さち子氏ならびに監査等委員である取締役市川育義および米田紀子の両氏の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。
3. 監査等委員である取締役市川育義および池本守正の両氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査等委員である取締役市川育義氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・ 監査等委員である取締役池本守正氏は、過去に他社の経理および監査部門において、長年にわたり業務に携わってまいりました。
4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、池本守正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役である鈴木正俊、笠野さち子、市川育義および米田紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、社外取締役である池本守正氏を同取引所の定めに基づく独立役員として追加指定し、同取引所に2024年4月4日付で届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役鈴木正俊、笠野さち子、市川育義、池本守正および米田紀子の各氏との間において、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役肥塚雅博、大槻浩一、久保徳章、米山優、吉田久人、鈴木正俊および笠野さち子の各氏ならびに監査等委員である取締役市川育義、池本守正および米田紀子の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または当社に損害を加える目的で職務を執行した場合には同項第1号の費用の返還を請求することができることや、職務の執行について悪意または重大な過失がある場合には、同項第2号の損失を補償の対象外とすることを定めております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員および管理職等ならびに当社子会社の役員および管理職等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、全ての保険料を当社が負担しており、また、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く。)	365	187	89	89	9
(うち社外取締役)	(22)	(22)	(-)	(-)	(3)
取締役(監査等委員)	34	34	(-)	(-)	5
(うち社外取締役)	(29)	(29)	(-)	(-)	(4)
合 計	399	221	89	89	14
(うち社外取締役)	(51)	(51)	(-)	(-)	(7)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額には、2023年6月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役(監査等委員)の報酬等の額には、2023年6月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 2023年6月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を退任し取締役(監査等委員を除く。)に就任した笠野さち子氏については、取締役(監査等委員を除く。)在任期間分は取締役(監査等委員を除く。)に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。
4. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に関する事項の概要は、「ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」「B. 報酬体系」「1) 取締役のうち業務執行取締役」「(ii) インセンティブ報酬(現金・株式)」に記載のとおりであります。

ハ. 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」「B. 報酬体系」「1) 取締役のうち業務執行取締役」「(ii) インセンティブ報酬(現金・株式)」「c.インセンティブ報酬(株式)の支給」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の総額は、年額550百万円以内(うち社外取締役45百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とすることを2022年7月27日の臨時株主総会のみなし決議により承認しており、個人別の具体的な報酬の額については、取締役会において、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、代表取締役会長兼社長肥塚雅博氏に一任のうえ、決定しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、当該のみなし決議に係る提案がなされた時点における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名でしたが、うち2名が2022年7月27日の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の決議があったものとみなされた時をもって辞任により退任したため、当該決議があったものとみなされた時点の員数は7名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、同臨時株主総会のみなし決議において、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することを承認しております(同制度の概要は「ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」「B. 報酬体系」「1) 取締役のうち業務執行取締役」「(ii) インセンティブ報酬(現金・株式)」「c.インセンティブ報酬(株式)の支給」に記載のとおりであります。)。具体的には、対象取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額170百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合等には調整する。)とすることを決議しております。なお、当該決議があったものとみなされた時点の対象取締役

は5名であります。

・ 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、その役割・職務の内容を勘案し、固定の基本報酬のみとし、年額200百万円以内（うち社外取締役80百万円以内）とすることを2022年7月27日の臨時株主総会のみなし決議により承認しており、個人別の具体的な報酬の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、当該のみなし決議に係る提案がなされた時点における監査等委員である取締役の員数は4名でしたが、うち1名が2022年7月27日の臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の決議があったものとみなされた時をもって辞任により退任したため、当該決議があったものとみなされた時点の員数は3名であります。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

◆取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に係る変更点

当社は、事業成長と事業変革および企業価値を意識した経営活動への取組をより促進することを目的として、指名・報酬委員会の審議を経て、2024年4月12日の取締役会決議により、以下の概要のとおり、インセンティブ報酬制度を一部改定いたしました。改定後の制度は、2024年4月1日以降に開始する事業年度の業績に基づくインセンティブ報酬に適用いたします（詳細は後記参照）。なお、2024年3月31日までに終了した事業年度の業績に基づくインセンティブ報酬は、改定前の制度に基づき支給いたします。

【改定の概要】

項目	改定前	改定後	参照箇所
インセンティブ報酬（現金・株式）変動幅	各項目の達成度を総合的に勘案して、指名・報酬委員会が0～150%の範囲で判断	各項目の達成度を総合的に勘案して、指名・報酬委員会が0～200%の範囲で判断	B-1)(ii)
インセンティブ報酬（現金・株式）の構成・支給手続	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標の達成度が150%を超える場合、インセンティブ報酬（現金）のうち150%を超過する部分の全部または一部について、インセンティブ報酬（株式）として支給できる ・指名・報酬委員会は上記支給を相当と判断する場合にその旨を答申し、答申を踏まえて取締役会で審議・決定 	B-1)(ii)

◆取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の内容（改定後）

A. 取締役報酬制度の内容

1) 基本的な考え方

当社の取締役の報酬等についての考え方は以下のとおりであります。

- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ・株主と利益意識を共有するため、企業価値の向上と報酬が連動するものであること
- ・企業ビジョンの実現にあたって、適格な能力要件を満たすグローバルな経営陣の確保とリテンションに資するものであること

取締役のうち業務執行取締役の報酬等は、役職の報酬基準に基づいた基本報酬と、各事業年度の会社業績の達成度等を反映した現金インセンティブ報酬と株式インセンティブ報

酬により構成しております。株式インセンティブ報酬は業績連動型譲渡制限付株式の付与をいたします。

取締役のうち社外取締役の報酬等につきましては、業務執行の監督という役割に鑑み、固定の基本報酬のみとしております。

なお、当社が上記のいずれにも該当しない非業務執行取締役を置くこととする場合、当該非業務執行取締役の報酬等については、指名・報酬委員会の答申に基づき別途検討いたします。

対象	内容	基本報酬	インセンティブ報酬	
			現金報酬	株式報酬
業務執行取締役	業績目標達成と株主価値向上の観点から、基本報酬とインセンティブ報酬（現金・株式）を支給する。	○	○	○
社外取締役	独立性確保の観点から、業績に連動しない基本報酬のみを支給する。	○	—	—

2) 報酬水準

当社を取り巻く経営環境を踏まえ、調査会社のデータに基づく同業他社または同規模の他社等の報酬水準との比較を客観的に行い、役職に見合う適正水準を設定いたします。

3) 報酬等の決定プロセス

当社は、報酬水準および報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員長および委員の過半数は独立社外取締役としております。

取締役会は指名・報酬委員会に対して基本方針および決定手続の諮問をします。指名・報酬委員会の答申内容は取締役会にて審議され、取締役会において基本方針および決定手続を決定し、報酬総額の上限を見直す場合の株主総会の議案内容を決議します。

個人別の具体的な基本報酬およびインセンティブ報酬（現金・株式）の額については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得たうえで決定することを条件として、取締役会の決議に基づき代表取締役会長に一任します。

B. 報酬体系

当社の取締役の報酬構成は以下のとおりです。

1) 取締役のうち業務執行取締役

報酬の種類		概要	固定/ 変動	支給 方式	構成割合 (注)2
基本報酬		責任の範囲および会社における役割（役位）に基づき基本報酬として固定金額を支給	固定	現金 支給	60%
インセンティブ報酬	現金	対象年度の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として現金（賞与）を支給	変動		20%
	株式 (注)1	対象年度の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として株式を支給		20%	

- (注) 1. 株式の支給は、取締役に対して、対象年度の終了後に、業績連動型譲渡制限付株式報酬を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該取締役に当該金銭報酬債権の全額を現物出資財産として払込みさせることにより行われます。
2. 構成割合は目安であり、業績目標が100%達成された場合の比率です。また、後記のとおり評価指標の達成度が150%を超える場合には、インセンティブ報酬に占める現金と株式の割合は異なる場合があります。

(i) 基本報酬

基本報酬はこれまでの報酬額を参考に、同業・同規模の他社実績と比較して設定いたします。

基本報酬は固定金額を月例報酬として支給します。

(ii) インセンティブ報酬（現金・株式）

a. 構成

業績連動部分の評価項目・指標は、下記のように、定量項目として経営計画の数値目標として用いている「売上高」「営業利益額」「商談獲得金額」を各々約25%程度のウエートで勘案し、定性項目として事業変革、成長戦略、ESG対策などを約25%程度のウエートで勘案することとし、さらにこれらの項目全体を指名・報酬委員会で総合的に判断して評価をします。当該指標を選定した理由は、定量項目は当社の経営計画の数値

目標であり、定性項目は当社の持続的発展のために欠かせない項目と判断したからであります。評価結果は取締役会に答申され、取締役会にて審議されます。

評価対象	評価項目	評価時期	評価指標（目標） （注）1		勘案割合	変動幅 （注）2
対象年度の目標の達成度	共通項目	対象年度終了後	定量項目	売上高	25%	各項目の達成度を総合的に勘案して、指名・報酬委員会が0～200%の範囲で判断する。
				営業利益額(注)3	25%	
				商談獲得金額	25%	
	定性項目		25%			
個別項目				100%		

(注) 1. 各々の評価指標(目標)に対しては最低目標を定めます。また、インセンティブ報酬（現金・株式）の評価の変動幅の上限を定め、達成度と支給額が比例するように評価レベルを決定します。

2. 評価指標の達成度が150%を超える場合には、対象取締役がより企業価値を意識して業務に当たることを目的として、指名・報酬委員会の答申を踏まえた上、インセンティブ報酬(現金)のうち150%を超過する部分の全部または一部について、インセンティブ報酬(現金)の支給に代えて、インセンティブ報酬(株式)として支給することができることといたします。この場合には、評価指標の達成度に比例して支給されるインセンティブ報酬(株式)と、インセンティブ報酬(現金)に代えて支給されるインセンティブ報酬(株式)の合計が、評価指標の達成度100%の場合に支給されるインセンティブ報酬(株式)の200%相当額を超える場合があります。
3. 評価指標（目標）は、将来的にはROEも加味して判断することを検討します。
4. 業績連動の評価指標（目標）としている売上高は、2024年3月期は当初の業績予想を2,000億円としておりましたが、実績は2,212億円になりました。同営業利益額は、同様に当初の業績予想225億円に対して、実績は355億円になりました。同商談獲得金額は、当初計画の商談獲得金額約2,500億円に対して、実績は約2,500億円になりました。

b. インセンティブ報酬（現金）の支給

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して0～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、評価指標の達成度が150%を超える場合において、150%を超過する部分のインセンティブ報酬（現金）の全部または一部について、インセンティブ報酬（現金）の支給に代えて、インセンティブ報酬（株式）として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬（現金）支給レベルを審議・決定します。

業績評価の対象年度の次年度の6月に現金で支給します。

<評価イメージ>

対象年度の 前年度	対象年度				対象年度の 次年度
第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期
目標策定 →	評価期間				評価・ 支給(6月)

c. インセンティブ報酬（株式）の支給

I 概要

指名・報酬委員会が、業績評価期間終了後に評価指標の達成度を総合的に判断して0～200%の範囲で取締役会に答申します。また、指名・報酬委員会は、評価指標の達成度が150%を超える場合において、150%を超過する部分のインセンティブ報酬（現金）の全部または一部について、インセンティブ報酬（現金）の支給に代えて、インセンティブ報酬（株式）として支給することが相当と判断する場合には、その旨を取締役に答申します。指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会においてインセンティブ報酬（株式）支給レベルを審議・決定します。

当社は、業績評価期間が終了し、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、各対象取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給

し、各対象取締役に当該金銭報酬債権の全額を現物出資財産として払込みさせることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものとします。

- ・業績評価期間中および業績評価期間終了後最初に開催される定時株主総会の終結直前時までの間、対象取締役が継続して当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと
- ・当社の取締役会で定める一定の非違行為その他の不支給事由に該当しないこと

業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行または自己株式の処分の方法により行われ、その1株当たりの払込金額は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

II 譲渡制限期間

対象取締役は、当社との間で別途締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）により業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします（以下「譲渡制限」という。）。

III 退任時の取扱い

対象取締役が、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、および取締役会がその他の正当な理由があると認めた場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

IV 譲渡制限の解除等

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

	X年 3月期	X+1年 3月期	X+2年 3月期	X+3年 3月期	X+4年 3月期	X+5年 3月期	X+6年 3月期
X+1年 3月期	目標策定 →	評価期間 ←→	評価・ 交付 (6,7月)	退任後に譲渡可能 =====→			
X+2年 3月期		目標策定 →	評価期間 ←→	評価・ 交付 (6,7月)	退任後に譲渡可能 =====→		
X+3年 3月期			目標策定 →	評価期間 ←→	評価・ 交付 (6,7月)	退任後に譲渡可能 =====→	

2) 取締役のうち社外取締役

業務執行の監督という役割に鑑みて、固定の基本報酬のみとしています。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項は「二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」「・取締役（監査等委員である取締役を除く。）」および「ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」「A. 取締役報酬制度の内容」に記載のとおりであります。かかる手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項
 主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	鈴木正俊	取締役会 14回/14回 指名・報酬委員会 17回/17回	<p>上場企業の代表取締役等を歴任したことによる豊富な経営経験を活かし、筆頭独立社外取締役として客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として、独立の立場からさまざま意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。</p>
社外取締役	笠野さち子	取締役会 14回/14回 監査等委員会 4回/4回 指名・報酬委員会 14回/14回	<p>弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。</p> <p>社外取締役（監査等委員）を退任するまでは、監査等委員会の委員長として、取締役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しておりました。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、独立の立場からさまざま意見や提言を行い、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬等の決定過程における監督機能、透明性と公平性の向上に寄与しております。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

区分	氏名	出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	市川育義	取締役会 14回/14回 監査等委員会 15回/15回	公認会計士としての豊富な経験と財務会計に関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。 また、監査等委員会の委員長として、取締役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	池本守正	取締役会 11回/11回 監査等委員会 11回/11回	上場会社において監査等委員である取締役・監査役を歴任しており、財務・会計、内部統制および監査に関する専門的な立場からの豊富な経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。 また、常勤監査等委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	米田紀子	取締役会 11回/11回 監査等委員会 11回/11回	弁護士としての豊富な経験と企業法務やコンプライアンスに関する高い見識に基づき、客観的・中立的な立場で経営の監督および助言を行っております。 また、監査等委員会の委員として、その専門的知見に基づいて取締役の職務執行の監査を行っております。

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 社外取締役笠野さち子氏は、2023年6月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって社外取締役(監査等委員)を任期満了により退任し、監査等委員でない社外取締役に就任しております。
3. 独立社外取締役の中から筆頭独立社外取締役として鈴木正俊氏を選定しております。筆頭独立社外取締役の役割は、経営陣と独立社外取締役との間の連絡役を務め、両者の対話を促進させることです。また、定例取締役会の議題の決定に参画するとともに、必要な場合は社外役員会議を招集し会議の議題を決定して議長を務め、その審議結果を経営陣または取締役会に伝えて議論を促すことなどを行います。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。将来の成長に必要な先行開発投資と、顧客への信用としての確固とした財務基盤の維持のバランスに配慮しつつ、連結配当性向40%程度を目安に安定的な配当の実施を目指してまいります。加えて、中期的には成長投資と強固な財務基盤を維持しながら、さらなる株主利益と資本効率の向上に向けて、総還元性向50%程度を目安に株主還元を促進してまいります。

また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨および毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。2024年3月期以降の当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当期の期末配当金は、当該方針に基づき、2024年5月17日開催の取締役会において、1株当たり25円とすることを決議いたしました（支払開始日：2024年6月5日）。

なお、当社は投資家層の拡大と市場流動性の向上を図るため、2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。株式分割前の2023年9月30日を基準日として1株につき115円の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式分割前に換算いたしますと、中間配当金115円と期末配当金125円を合わせた1株当たり240円、株式分割後に換算いたしますと、中間配当金23円と期末配当金25円を合わせた1株当たり48円に相当いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	138,901	流 動 負 債	53,094
現金及び預金	69,738	買掛金	15,764
売掛金	35,257	未払金	9,334
製品	6,090	未払費用	8,859
仕掛品	19,414	未払法人税等	6,817
未収入金	2,935	有償支給に係る負債	9,319
その他	5,467	その他	3,001
固 定 資 産	47,939	固 定 負 債	2,726
有 形 固 定 資 産	21,800	資産除去債務	350
建物及び構築物	3,441	その他	2,376
機械及び装置	6		
工具、器具及び備品他	17,318	負 債 合 計	55,820
土地	800	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	235	株 主 資 本	128,998
無 形 固 定 資 産	18,464	資 本 金	32,656
技術資産	16,166	新株式申込証拠金	85
その他	2,298	資本剰余金	32,656
投資その他の資産	7,675	利益剰余金	63,604
投資有価証券	0	自己株式	△3
繰延税金資産	6,740	その他の包括利益累計額	2,022
その他	935	為替換算調整勘定	2,022
資 産 合 計	186,840	純 資 産 合 計	131,020
		負 債 純 資 産 合 計	186,840

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		221,246
売上原価		111,243
売上総利益		110,003
販売費及び一般管理費		74,493
営業利益		35,510
営業外収益		
受取利息	384	
為替差益	1,224	
その他	67	1,675
営業外費用		
その他	63	63
経常利益		37,122
税金等調整前当期純利益		37,122
法人税、住民税及び事業税	10,694	
法人税等調整額	294	10,988
当期純利益		26,134
親会社株主に帰属する当期純利益		26,134

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	126,712	流動負債	50,177
現金及び預金	54,269	買掛金	16,913
売掛金	38,658	未払金	9,280
製成品	6,089	未払費用	6,066
仕掛品	19,413	未払法人税等	6,534
前渡金	3,163	有償支給に係る負債	9,319
前払費用	1,843	その他	2,062
未収入金	3,123		
その他	149		
固定資産	47,250	固定負債	300
有形固定資産	18,771	資産除去債務	300
建物及び構築物	873		
機械及び装置	0	負債合計	50,477
工具、器具及び備品	16,863	(純資産の部)	
土地	800	株主資本	123,485
建設仮勘定	234	資本金	32,656
無形固定資産	18,416	新株式申込証拠金	85
技術資産	16,166	資本剰余金	32,656
その他	2,250	資本準備金	32,656
投資その他の資産	10,061	利益剰余金	58,090
投資有価証券	0	その他利益剰余金	58,090
関係会社株式	2,704	繰越利益剰余金	58,090
繰延税金資産	6,551	自己株式	△2
その他	804		
資産合計	173,962	純資産合計	123,485
		負債純資産合計	173,962

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	220,245
売上原価	111,199
売上総利益	109,045
販売費及び一般管理費	75,065
営業利益	33,980
営業外収益	
受取配当金	1,345
為替差益	1,270
その他の	91
営業外費用	
その他の	37
経常利益	36,649
税引前当期純利益	36,649
法人税、住民税及び事業税	10,138
法人税等調整額	200
当期純利益	26,311

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社ソシオネクスト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 藤 則 保

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 晋 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソシオネクストの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソシオネクスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社ソシオネクスト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花 藤 則 保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 晋 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソシオネクストの2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

株式会社ソシオネクスト	監査等委員会
監査等委員（社外取締役）	市川育義 ㊟
監査等委員（社外取締役）	米田紀子 ㊟
常勤監査等委員（社外取締役）	池本守正 ㊟

以上

【ご参考】当社グループのビジネスモデル

半導体市場の中のカスタムSoC市場

当社グループは、ロジックICの中でも特定用途向けの「カスタムSoC」を手掛けております。



<当社の注力分野>



オートモーティブ



データセンター/
ネットワーク



スマートデバイス



インダストリアル
オートメーション



IoT&レーダセンシング

ソリューションSoCビジネスモデルの特徴

1

設計フローの上流(SoCのアーキテクチャ・仕様設計)までカバー

自社でSoCの上流設計を行う能力を持たない顧客にもカスタムSoCを提供

2

ASSP事業からの制約なく最適な技術の組み合わせが可能

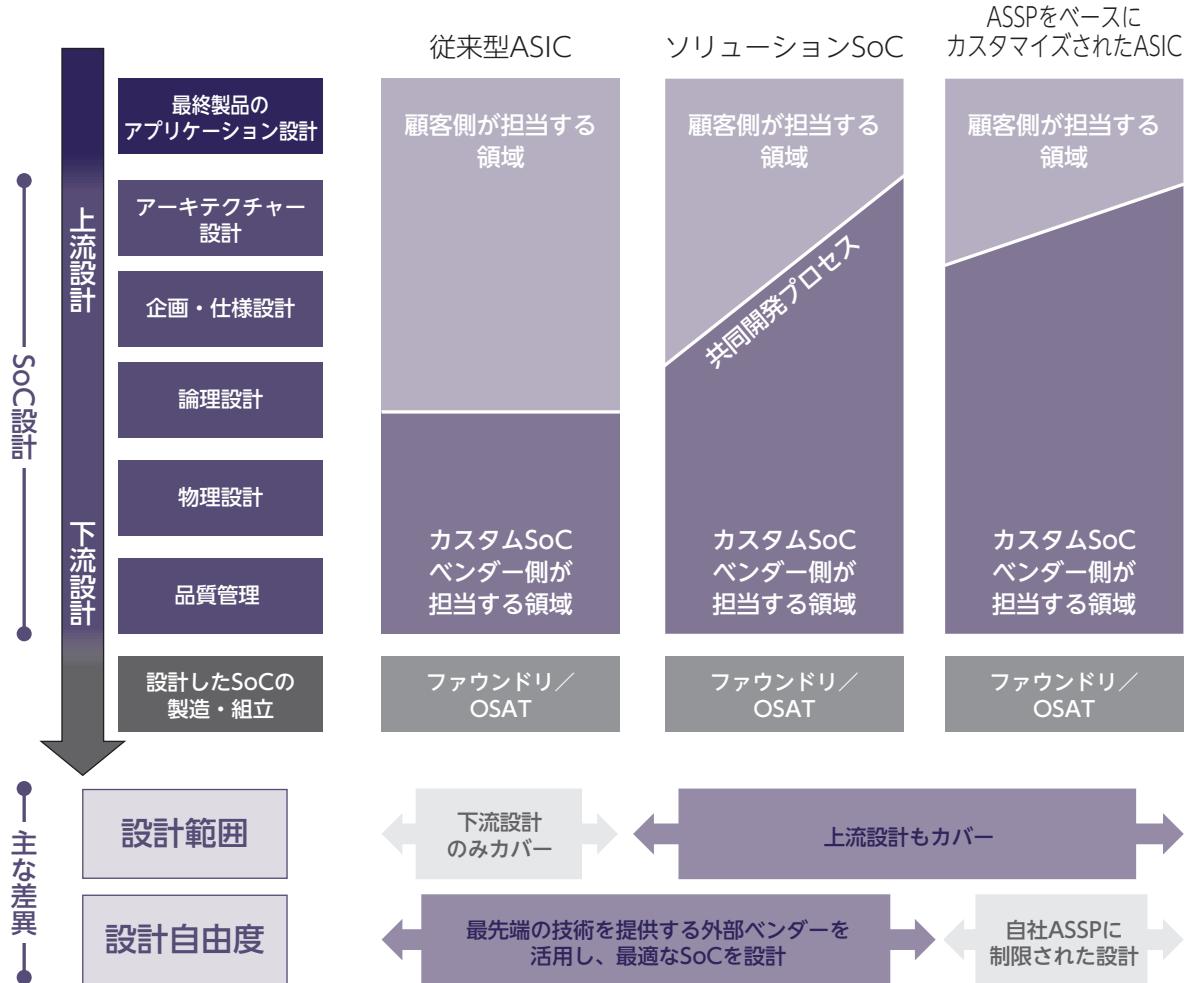
顧客にとって最適なSoCの提供が可能

3

SoC含め最適なシステム・サービスを理解

顧客の求める最適なシステム・サービスを実現するSoCの提供が可能

ビジネスモデルごとのカスタムSoC設計フローの違い

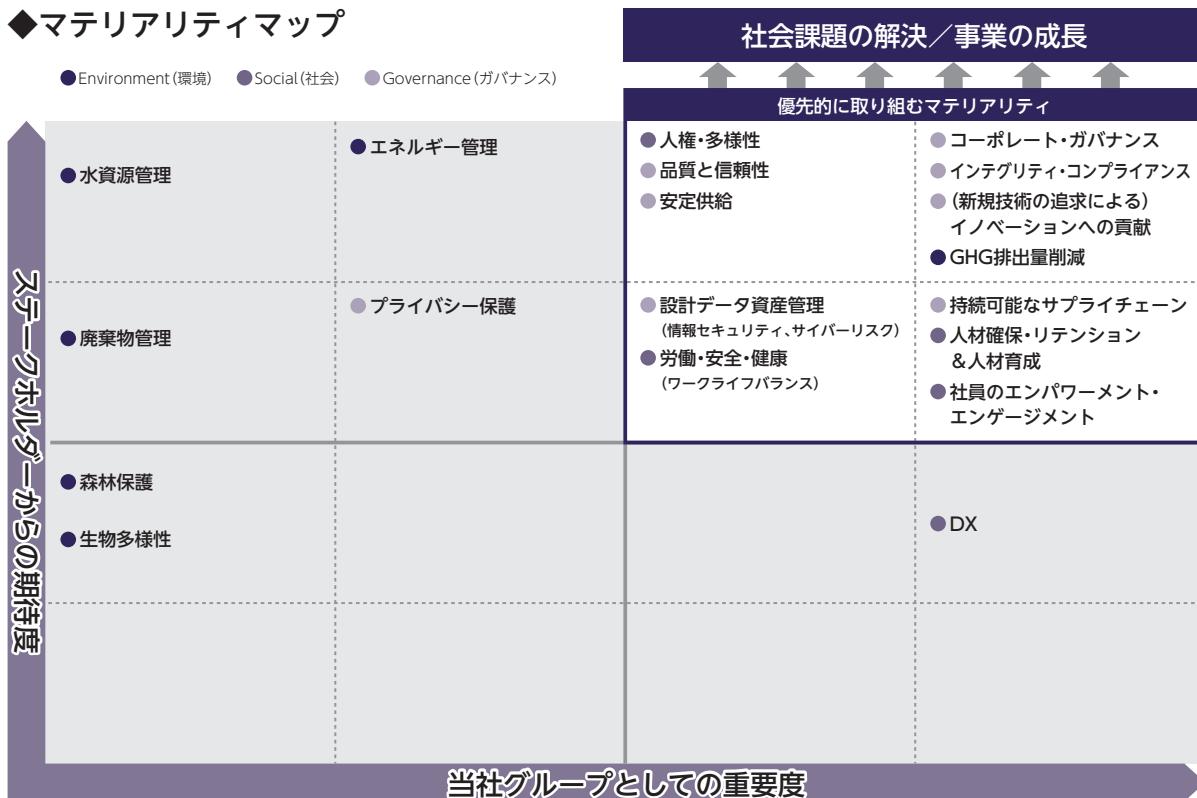


【ご参考】サステナビリティに関する取り組み

当社グループは、「Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.」というミッションのもと、解決すべき社会課題と当社の事業成長における重要性を評価し、優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）を特定しました。グローバルな潮流の変化や事業環境の変化に柔軟に対応し、持続的な成長を実現するため、中長期的な取り組みについて、検討・議論を継続していきます。

当社グループは、半導体エコシステムのパートナーと協働して、サプライチェーン全体でマテリアリティへの取り組みの実効性を高め、社会課題の解決と事業のさらなる成長を通じて、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

◆マテリアリティマップ



当社グループのサステナビリティに関する詳細は、当社ウェブサイトに掲載の「ESGレポート」をご覧ください。

【ご参考】半導体業界で使用される主な用語のご説明

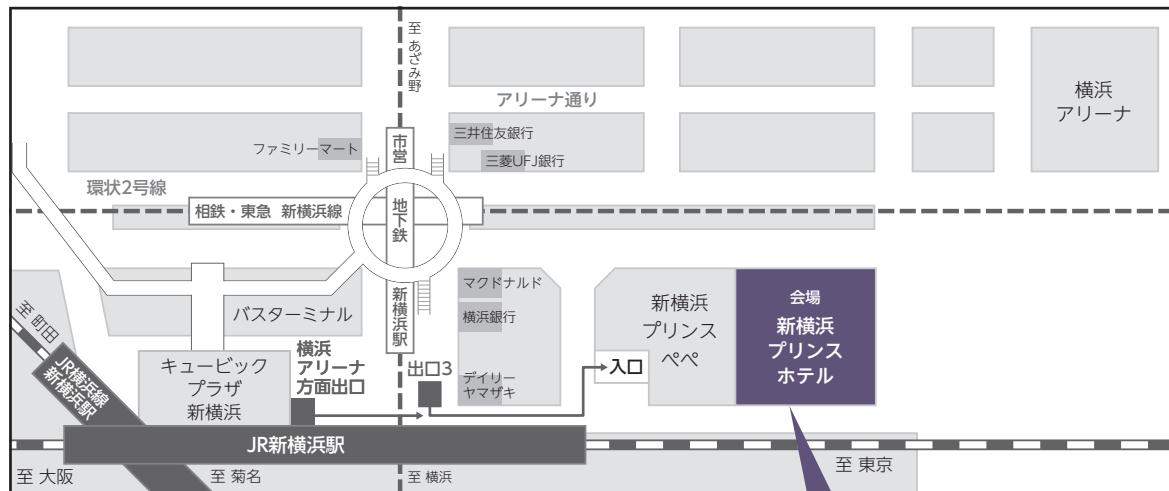
(アルファベット順、五十音順で記載)

用語	説明
A D A S	自動車の先進運転支援システム (Advanced Driving Assistant System) の略語。
I P	Intellectual Propertyの略語。半導体を構成するための部分的な機能単位でまとめられている回路情報であり、外部から購入する調達 I P と自社で開発を行う自社 I P とに分けられる。
N R E 売上	Non-Recurring Engineering 売上の略語。製品の量産化前の開発段階において顧客から受け取る売上のことをいう。N R E 売上は、人件費、I P、設計ツール、レチクル、試作品製造等といった、開発段階で発生する設計開発コストに対応し、通常、開発のマイルストーン進捗に応じて複数回にわたって計上される。
O S A T	Outsourced Semiconductor Assembly and Testの略語。半導体製造の後工程（組立・テスト）の受託を専業とする企業。
S C M	サプライチェーンマネジメント (Supply Chain Management) の略語。製造する製品の部材調達から設計、製造、そして物流を経て、最終的にエンドユーザーの手に渡るまでの流れを統合的に見直し、全体の効率化と最適化を実現するための経営管理手法。
S o C	System on chipの略語。ある装置やシステムの動作に必要な複数の機能を、一つの半導体チップに実装したもの。

用語	説明
システムアーキテクチャー	半導体が搭載されるシステム全体の設計図や構造のこと。
チップレット	複数の半導体チップをブロックのように組み合わせ一つのチップのように扱い、半導体製造の前工程におけるプロセス技術の微細化だけに頼らず、より高度な機能や性能を実現する半導体のパッケージング技術の一つ。
テストボード	評価ボードとも呼ばれ、半導体チップなどの製品を試用して評価を行うために作成・提供される、動作に必要な周辺チップや回路、端子などを搭載したプリント基板。
テープアウト	半導体の設計工程を完了し、回路情報を転写するためのレチクル製造工程に移る段階。
デザインメソッドロジ	半導体を設計・開発するためのツールなどを含む一連の半導体設計手法。
半導体エコシステム	半導体の設計、開発、製造を支える複数の半導体関連企業が連携するビジネス関係の構造。
パッケージング技術	半導体の製造工程のうち後工程と呼ばれる半導体チップを外部から守るパーツで保護し、かつ電気的に接続するための工程における技術。
ファウンドリー	半導体製造の前工程の受託を専業とする企業。
レチクル	半導体の製造工程で使用され、設計した回路情報をシリコンウエハに露光装置を通して転写するためのガラス基板。

第10回定時株主総会 会場ご案内図

会場 新横浜プリンスホテル 4階「千鳥」
 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地



交通 ■ J R 新横浜駅

横浜線「北口」から徒歩2分
 東海道新幹線「東口」または「西口」から徒歩2分
 ※「横浜アリーナ方面出口」へとお向かいください。

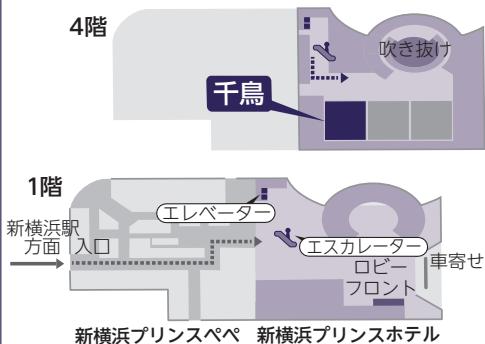
■ 横浜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅 相鉄・東急新横浜線 新横浜駅

「出口3」から徒歩2分

※株主総会のお土産をご用意しておりません。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

フロア詳細図

エスカレーターにて4階へお上がりください



socionext

株式会社ソシオネクスト



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。